

## 付録 2 水質基準の設定根拠

水質基準の見直しにおける検討概要

(平成 15 年 4 月, 厚生科学審議会生活環境水道部会水質管理専門委員会) 整理番号 11112 ひ素  
(水質基準等分類 基 0 8)

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/konkyo0303.html>)

### ひ素

#### 1. 物質特定情報

名称	ひ素
CAS No.	7440-38-2
分子式	As
分子量	74.9
備考	

(日本語版 I C S C)

#### 2. 物理化学的性状

名称	ひ素	五酸化ひ素 (As <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )	三塩化ひ素 (AsCl <sub>3</sub> )	三酸化ひ素 (As <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )
物理的性状	無臭、脆く、灰色、 金属様外観の結晶	白色の吸湿性粉末	刺激臭のある、無色、油状の発煙性液体	白色または透明な塊状物、あるいは結晶性粉末
沸点 (°C)	—	315	130.2	457~465
融点 (°C)	—	—	-16	275~313
密度 (g/cm <sup>3</sup> )	5.7	4.3	2.1	3.7~4.2
水溶解度 (g/100 ml(20°C))	溶けない	65.8	反応する	1.2~3.7
蒸気圧	—	—	1.17 kPa(20°C)	—
昇華点 (°C)	613	—	—	193
相対蒸気密度(空気=1)	—	—	6.3	—
20°Cでの蒸気/空気混合気体の相対密度(空気=1)	1.06			

(日本語版 I C S C)

#### 3. 主たる用途・使用実績

用途	ひ素は、自然界にあっては主として銅、鉄、水銀、ニッケルなどの鉱物と共存し、自然水中に溶出することがある。鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によっても含まれることがある。(H4 専門委員会報告)
----	--

#### 4. 現行規制等

水質基準値 (mg/l)	0.01
その他基準 (mg/l)	薬品基準、資機材基準及び給水装置基準 0.001

他法令の規制値等	
環境基準値 (mg/l)	0.01
諸外国等の水質基準値又はガイドライン値	
WHO (mg/l)	0.01P (第2版及び第3版ドラフト)
EU (mg/l)	0.01
USEPA (mg/l)	0.05、(2006/1/23 までに) 0.01

## 5. 水道水（原水・浄水）での検出状況等

○水道統計

年度		測定 地点数	基準値(0.01 mg/ℓ)に対して																
			10%以下	10%超過	20%以下	20%超過	30%以下	30%超過	40%以下	40%超過	50%以下	50%超過	60%以下	60%超過	70%以下	70%超過	80%以下	80%超過	90%以下
H12	原水	5,207	4,478	331	147	84	43	27	23	25	9	7	33						
	表流水	994	825	86	39	19	5	2	3	3	2	1	9						
	ダム・湖沼水	299	267	17	6	5	2	0	0	1	1	0	0						
	地下水	3,097	2,666	190	84	44	34	18	15	16	3	6	21						
	その他	817	720	38	18	16	2	7	5	5	3	0	3						
	浄水	5,521	5,030	237	114	51	34	19	12	7	6	8	3						
	表流水	1,002	948	27	15	5	4	0	0	2	0	0	1						
	ダム・湖沼水	298	290	4	3	0	0	1	0	0	0	0	0						
	地下水	3,050	2,696	165	84	40	24	15	11	3	5	5	2						
	その他	1,171	1,096	41	12	6	6	3	1	2	1	3	0						

(基準値の超過状況)

	合計	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
原水	266/36,957	38 / 4,722	40 / 5,217	33 / 5,253	43 / 5,484	41 / 5,523	38 / 5,551	33 / 5,207
浄水	48 / 38,408	9 / 5,162	8 / 5,422	9 / 5,388	8 / 5,613	6 / 5,601	5 / 5,701	3 / 5,521

注) 合計の欄の測定地点数は7年間の延べ地点数である。

- ・基準値の超過は主として地質由来のものであり、当該原水の希釈等により対応することとしている。

## 6. 測定手法

水素化物発生-(加熱吸収セル)原子吸光光度法、フレイムレス-原子吸光光度法、水素化物発生-ICP法、ICP-MS法により測定できる。水素化物発生-(加熱吸収セル)原子吸光光度法、フレイムレス-原子吸光光度法、水素化物発生-ICP法、ICP-MS法による定量下限(CV10%)は、それぞれ、0.5

$\mu\text{g/L}$ 、 $2\mu\text{g/L}$ 、 $1\mu\text{g/L}$ 、 $0.06\mu\text{g/L}$ 、である。

## 7. 毒性評価

ヒトにおけるヒ素化合物の急性毒性の強さは、アルシン>亜ヒ酸塩>ヒ酸塩>有機ヒ素の順である。ヒ素化合物の致死量は、 $1.5\text{mg/kg BW}$ （酸化ヒ素）～ $500\text{mg/kg BW}$ （DMAA）である。急性の中毒症状は、腹痛・嘔吐・下痢・四肢および筋肉痛・発赤を伴う皮膚の脆弱化にはじまり、四肢のしびれ感・刺痛、筋肉の痙攣、丘疹状の紅斑性皮疹が2週間後に表れる。さらに四肢の感覚異常、角化症、手爪のミーズ線、運動・感覚反応の不調が1カ月であらわれる。台湾・チリ・米国・メキシコ・カナダで、ヒ素汚染井戸水の摂取による慢性のヒ素中毒症が報告されている。慢性中毒症状としては、皮膚の異常・末梢性神経症・皮膚がん・末梢の循環不全などがこれらの地域で報告されている（IPCS、2001）。

無機ヒ素化合物は、ヒトにおける発がん性の十分な証拠と動物における発がん性の限られた知見に基づき、IARCによって Group 1（ヒトへの発がん性）に分類されている（IPCS、1987）。

体内がんと皮膚がんの両方と飲料水中ヒ素消費量との関係についてのかかなりのデータベースがあるが、実際の低濃度リスクについては考慮すべき不確かさが残っている。

平成4年の専門委員会及びWHOのGDWQ第2版(WHO, 1996)では、各種疫学調査などを総合的に判断して暫定指針値： $0.01\text{mg/L}$ を提案している。この値は、JECFA(1983)の暫定最大耐容1日摂取量（PMTDI）： $2\mu\text{g/kg}$ 、JECFA(1989)で暫定耐容1週摂取量（PTWI）： $15\mu\text{g/kg}$ を基にし、飲料水に対する寄与率を20%としたときに算出される値に一致するが、低用量外挿モデルによる $10^{-5}$ 発がんリスクはこれより低い値を導き出す。

疫学調査では、食物中のヒ素の寄与についての不確かさもあり、食物からのより多い無機ヒ素摂取が水のより低いリスク推定値を導きだすと共に、ヒ素代謝変異や栄養状態などの要因もリスク推定値に影響を与えると考えられる。このような多様なヒ素摂取を考慮した発がんリスク推定は過大評価となる可能性もある。また、最近のNRC（2001）での評価では「入手可能なヒ素の毒性発現機序データからは、線形または非線形外挿を用いるための生物学的な根拠が得られない」と判断している。

## 8. 処理技術

通常の浄水方法のうち、凝集沈殿+急速ろ過による除去性がある。逆浸透、ナノろ過、限外ろ過、活性アルミナ、石灰軟化、により除去できる。イオン交換による除去性がある。

## 9. 水質基準値（案）

### （1）評価値

毒性評価に基づいて、発がん性に基づくヒ素のTDIまたは実質安全量（VSD）はもとより、それに基づいた飲料水中のヒ素濃度の確実性の高い健康指針値を導き出すことは現時点では

できない。したがって、安全性の観点からは、飲料水中ヒ素濃度をできるだけ最小限に維持することがのぞまれると共に、最も感受性の高い毒性指標とみられるがんを引き起こすヒ素の毒性発現メカニズムの解明が急務である。

ヒ素発がん性に関するリスクアセスメント関連のかなりの不確実さと飲料水からのヒ素除去の実際的な困難さからみて、従来からの基準値：10 µg/L が維持されるべきである。科学的不確実性からみて、基準値は暫定的なものである。

## (2) 項目の位置づけ

原水及び浄水とも評価値の 10%を越える値が検出されており、引き続き水質基準として維持することが妥当である。

## 10. その他参考情報

### 参考文献

International Agency for Research on Cancer (IARC) (1987). Overall evaluations of carcinogenicity: an updating of IARC Monographs volumes 1-42. Lyons, 1987:100-106. (IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risks to Humans, Suppl. 7)

IPCS (2001) Environmental Health Criteria 224. Arsenic and arsenic compounds. WHO, Geneva.

National Research Council (NRC) (2001) Arsenic in drinking water, 2001 update. National Academy Press, Washington D.C.